

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部地域福祉課
-----	------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	民生委員関係事務事業	2,813	継続
2	他市大ホール施設利用料金差額補助事業	860	継続
3	社会福祉協議会活動助成事業	33,139	課題付継続
4	地域福祉事業	14,559	課題付継続
5	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業	59,622	継続
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	民生委員関係事務事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	1.「我が事」の意識の醸成

概要	目的	第6次守口市総合基本計画では、地域福祉施策の1つとして、「我が事」の意識の醸成を掲げており、地域住民の意識向上・関心を高めるためには地域における様々な活動を実施している民生委員・児童委員への支援が必要不可欠であるため。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	民生委員・児童委員の欠員を補充し、その活動を支援することで、地域コミュニティ育成に寄与する。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金および交付金 守口市民生委員児童委員協議会の活動を支援するため、運営経費の一部を補助する。 ・報酬 非常勤職員報酬 民生委員推薦会委員の報酬(委員数18人) 	
	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
3,184	2,813	報酬	非常勤職員報酬		171
		需用費	消耗品費		3
		役務費	通信運搬費		15
		負担金、補助及び交付金	補助金		2624

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	地域福祉を推進する上で、民生委員・児童委員への活動支援は必要であることから、今後とも適正に事務を執行する。また、定員充足に向け、民生委員の募集活動における他市事例の研究を行うとともに、引き続き地域住民に対し説明を行う等、制度の周知に努め、欠員解消に向け働きかけを行う。
-----------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	他市大ホール施設利用料金差額補助事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	<p>守口市市民会館が平成26年3月末をもって閉館となり、守口市民は1,000人規模のホールを利用する場合、他市の施設を利用することになった。一方、近隣に所在する大規模ホール施設のうち、門真市ルミエールホール及び寝屋川市立市民会館大ホールについては、守口市民が利用する場合に加算料金が必要となっている。そこで、市民の文化振興等の機会を確保する観点から、守口市民がこれらのホールを使用する場合の市外料金分である加算料金部分について、補助金を交付する必要がある。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>守口市として大ホールの在り方の方向性が決定されるまで、事業継続を行い、守口市民等の文化振興等の機会を確保する。</p>	
	実施内容	<p>守口市民及び守口市内に所在する法人等に対し、他市大規模ホールを使用した際に発生した加算料金の補助を行う。</p>	
	期間	継続的事业	

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	1,460	860	負担金、補助及び交付金	補助金	860

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	今後とも、市民ニーズや事業効果を検証するとともに、当該制度の周知に努め、適正な事務を執行する。
-----------------------	----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	社会福祉協議会活動助成事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	1.「我が事」の意識の醸成

概要	目的	<p>守口市社会福祉協議会(以下、市社協)は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体で、市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、本市の守口市地域福祉計画で掲げた基本理念や基本目標を達成するための関連計画に位置付けている。地域福祉を推進していくためには、本市と市社協は相互に連携を図ることが不可欠である。</p> <p>市社協が実施する日常生活自立支援事業や小地域ネットワーク活動推進事業は、大阪府、大阪府社会福祉協議会、守口市が共に連携し補助することで、市社協の活動を支援している。また、民生委員児童委員協議会事務局の運営に要する経費については、守口市において補助し、民生委員・児童委員の活動を支援している。</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	社会福祉向上に寄与する事業を実施する市社協に対する補助を通じ、市と協働で福祉向上を目指す。
	実施内容	<p>社会福祉協議会への補助金の交付</p> <p>①日常生活自立支援事業(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用補助)</p> <p>②小地域ネットワーク活動推進事業 (地域住民が安心して生活できるように、地区委員長が支え合い・助け合いの活動)</p> <p>③民生委員児童委員協議会事務局運営事業</p>
	期間	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			負担金、補助及び交付金	補助金	
	33,140	33,139			33139

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	社会福祉協議会の運営については、本市の補助金が投入されていることに鑑み、活動の活発化や、事務事業の効率化に関する議論を引き続き行う。また、各事業に対する助成金額については、コロナ禍の状況等も鑑み、適宜、適正性を検証する。
-------------------	-------	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	地域福祉事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	地域福祉の推進を図るため、身近な生活の場での困り事や孤立した不安などの問題を抱える人を地域で見つけ、支えていくことが求められていることから府交付金も活用し実施している「コミュニティソーシャルワーカー配置事業」、災害対策基本法に基づく市の責務として、要援護者を事前に把握し、その情報を民生委員をはじめ自主防災組織や消防団、行政機関等と共有することで災害時の迅速な体制構築を行うための「避難行動要支援者名簿作成事業」。単身高齢者宅に訪問し、防災グッズの配布と共に見守り活動を実施する「高齢者防災見守り安心事業」。福祉ニーズの多様化を踏まえ、地域福祉推進基金を活用し、地域福祉活動を行う個人又は団体等へ助成金を交付する「地域福祉推進基金活動助成事業」	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	様々な事業を展開し、地域福祉の推進を図る	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費(報償金) 地域福祉推進基金活動助成事業審査会委員報酬 ・需用費(消耗品費) 高齢者防災見守り安心事業、避難行動要支援者名簿等に関する消耗品 ・役務費(通信運搬費) 避難行動要支援者名簿の記載の市民に対する確認通知(往復)等 ・委託料(委託料) コミュニティソーシャルワーカー配置委託 ・補助金(補助金) 地域福祉推進基金活動助成事業助成金 	
	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	15,865	14,559	報酬	非常勤職員報酬	76
報償費			報償金	300	
需用費			消耗品費	2917	
需用費			印刷製本費	19	
役務費			通信運搬費	113	
委託料			委託料	9727	
負担金、補助及び交付金			補助金	1407	

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	守口市地域福祉推進基金活動助成事業については、助成金の周知を行うとともに、他市の事例も研究し、地域福祉活動の活性化に努める。また、相談体制については、他市の相談体制や取組状況等を研究し、本市における更なる地域福祉向上に資する包括的相談支援体制のあり方を検討する。
-------------------	-------	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部地域福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)		新型コロナウイルス感染症については、現在も依然として収束せず、本市において、日々感染者が発生し、自宅療養となる市民も多数おられる状況である。 このことから、新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養している方に対し、外出による感染拡大防止を目的として、買い物等の外出をせず自宅療養に専念できるよう、療養期間中の食料品及び衛生用品の提供を行う必要があると考えられる。
	目標	(事務事業の目指す方向性)		新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養している方に対し、外出による感染拡大防止を目的として、買い物等の外出をせず自宅療養に専念できるよう、療養期間中の食料品及び衛生用品の提供を行う。
	実施内容	配送業者等との業務委託契約により、新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する食料品及び衛生品の配布を行い、自宅療養期間における生活支援及び安定を図る。		
	期間	複数年度事業		

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	80,005	59,622	委託料	委託料	59562

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	自宅療養期間における生活支援及び安定を図るため、自宅療養者に対し、療養期間中の食料品及び衛生用品の提供を行うことは必要な事業である。今後は、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況等を注視し、事業の運用方法等について検討を行いながら、必要とされる支援を迅速に行う。
-----------------------	----	--

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部生活福祉課
-----	------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	生活困窮者自立支援事業	218,447	継続
2	生活保護事業	87,231	継続
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部生活福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	生活困窮者自立支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	3. 生活困窮者等への支援

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行されたことにより、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、複合的問題を抱えた生活困窮者に対して包括的な支援を実施する自立相談支援機関の設置が義務付けられた。自立相談支援機関(くらしサポートセンター守口)では、生活困窮者自立支援法に基づく各事業(必須事業:自立相談支援事業、住居確保給付金。任意事業:就労準備支援事業、一時生活支援事業)を国庫負担金・補助金を活用し実施する。 また、地域社会において就労や参加の場を提供する取組が未発達であったため、自立相談支援機関が地域ネットワークの強化及び社会資源の開発等を実施する。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	<p>自立相談支援事業における生活困窮者に対する支援、その他自立相談支援機関が実施する事業による支援により、生活困窮者が日常・社会・就労の3点において自立した生活を送り、困窮状態から脱却されること。</p>	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料(委託料) 生活困窮者自立相談支援事業等業務委託料 ・負担金、補助及び交付金(負担金) 自立相談支援事業負担金(ホームレス巡回相談指導事業)に係る負担金 一時生活支援事業実施のためのシェルター借り上げ(広域実施・他市契約)に係る負担金 ・扶助費(扶助費) 住居確保給付金の支給 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 	
	期間	継続的事业	平成27年～

事業費 (単位:千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	345,630	218,447	報酬	非常勤職員(会計年度任用職員)報酬	1210
職員手当等			職員手当等	103	
旅費			費用弁償	67	
需用費			消耗品費	29	
需用費			印刷製本費		
役務費			通信運搬費		
役務費			手数料	157	
委託料			委託料	68012	
負担金、補助及び交付金			負担金	4994	
扶助費			扶助費	143874	

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	<p>生活困窮者が自立した生活を送り、困窮状態を脱却するために、今後とも関係機関・関係部局と連携し、自立支援を行う。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた市民に対しては、国と協調し、引き続き生活相談等必要な支援を行う。</p>
-------------------	----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部生活福祉課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	生活保護事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策8_地域福祉	主な取組	3. 生活困窮者等への支援

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の適正実施のためにレセプト点検、資産・収入等の的確な把握、扶養義務者からの援助等、被保護者の生活実態把握を徹底する。 生活保護を受給している者のうち、稼働年齢層に当たる者の個々の状況を踏まえて、適切な助言等の就業相談(カウンセリング)を行い、その者の就労意欲を醸成及び育成することにより、将来的に就労決定に結びつけその世帯の自立の促進を図る。
	目標	(事務事業の目指す方向性)		生活保護制度の公正で適正な実施をめざす。また、受給者の自立助長及び就労促進を図る。
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 報酬(非常勤職員(会計年度任用職員)報酬) 会計年度任用職員(事務、年金、面接、相談指導員、保健師、ケアマネ等)及び指導官(警察OB)にかかる報酬 報償費 報償金 嘱託医(内科、精神科)謝礼 需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料) 文具(收受印、日付印等) 事務用品、書籍(生活保護手帳等)、印刷製本(封筒、ケースファイル) 役務費(通信運搬費、手数料) 郵便料(保護決定通知書、医療券、収入資産扶養照会、督促状等の送付切手)、レセプト電子データ提供料、レセプトデータ審査手数料、介護保険審査手数料、29条調査手数料 委託料(委託料) 要介護認定調査、資産等調査業務、診療報酬請求明細書点検等業務、被保護者就労支援事業等業務、被保護者健康管理支援事業にかかる委託料 使用料及び賃借料(使用料) レセプト管理クラウドサービス使用料 		
	期間	継続的事業	昭和25年～	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	106,134	87,231	報酬	非常勤職員(会計年度任用職員)報酬	15971
職員手当等			職員手当等	3318	
報償費			報償金	1226	
旅費			費用弁償	960	
需用費			消耗品費	1129	
需用費			印刷製本費	497	
役務費			通信運搬費	8399	
役務費			手数料	7499	
委託料			委託料	46648	
使用料及び賃借料			使用料	1584	

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	コロナ禍による有効求人倍率の低下の状況においても、被保護者に対し必要な就労支援を行うことで、被保護者の就労へ繋げている。今後とも生活保護事業の適正化に努めるとともに、受給者への適切な指導等により早期の自立に向けた支援を行う。また、ICTの活用にあたっては、国が示すシステムの標準化に合わせ、デジタル戦略課と連携し検討を進める。
-------------------	----	---

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部障がい福祉課
-----	-------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	障がい者・高齢者交流会館管理運営事業	10,896	課題付継続
2	障がい者福祉事業	10,660	継続
3	わかたけ園管理運営事業	519	継続
4	地域生活支援事業	177,519	継続
5	医療的ケア児等支援事業	772	継続
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	障がい者・高齢者交流会館管理運営事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	2. 就労支援・社会参加の充実

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	守口市障害者・高齢者交流会館条例に基づき、障がい者及び高齢者の交流の場及び機会の提供を行い、社会参加の促進を図ることを目的として障がい者・高齢者交流会館(以下「会館」という。)を設置している。会館の1、2階部分については、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設の維持管理を指定管理事業者に委託している。指定管理の期間は5年で令和元年度から令和5年度の5年間は、社会福祉法人 守口市社会福祉協議会に委託している。市内の障がい者団体等が、主な活動拠点として会館を利用しており、障がい者の社会参加の促進に寄与している。
	目的	目標 (事務事業の目指す方向性)	会館の管理・運営を指定管理事業者に委託することで、障がい者・高齢者をはじめとする市民に快適に利用してもらい、社会参加の促進に寄与する。
	実施内容	・報酬 守口市障害者施設等指定管理者選定委員会委員報酬 ・委託料 守口市障害者・高齢者交流会館の指定管理に係る委託料 他 ・工事請負費 自動扉更新工事 他	
	期間	複数年度事業	令和元年度 ~ 令和5年度 (5年間)

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	10,928	10,896	報酬	非常勤職員報酬	38
役務費			通信運搬費		
役務費			火災保険料	12	
委託料			委託料	10203	
使用料及び賃借料			使用料	27	
工事請負費			補修工事請負費	616	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	成果指標における目標と実績に大きな乖離が見られることから、必要に応じて目標の見直しを図る。一方で、現行の目標が理想とすべき値であれば、障がい者や高齢者の生きがい活動の拠点という施設の目的を踏まえ、利用率が向上する利用方策について、引き続き指定管理者に働きかける。なお、施設の老朽化度合いも含め、将来に向けて現行の利用状況に改善が見込まれない場合には、今後、あり方の検討にも着手する。
-----------------------	-------	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	障がい者福祉事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	障害者基本法に基づき策定している障がい者計画に掲げる目標の達成に向けて、障がい者の福祉増進を図るための各種事業を展開している。	
	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)		
	目標 (事務事業の目指す方向性)	各種事業及び制度を実施することで、障がい者福祉の増進及び向上を図る。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談員委託事業(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく事業):障がい者の相談に応じ、必要な助言等を行う相談員を委嘱し、その報償金を支払う。 ・各種手帳や手当の交付及び支給決定通知の発送事務 ・高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業…公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度障がい者(児)に対して、福祉タクシーに乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付し、移動に際し必要な費用の一部を助成する。 ・北河内ブロック障害者福祉研究会の参加:北河内7市の障がい福祉所管課で構成された研究会 ・障がい者(児)歯科検診事業補助金交付事業:一般歯科医院での対応が困難な障がい者(児)を対象として歯科検診及び歯科診療を行う歯科医師会に対し、事業運営のための補助金を交付する。 ・外国人障がい者給付金:国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に達していた外国人で、障害年金を受けることができない重度心身障がい者に対し、給付金を支給する。 ・身体障がい者手帳取得のための診断書料助成(府事業) ・軽度難聴児補聴器交付事業(新子育て支援交付金活用):手帳取得に至らない軽度の難聴児に対し、補聴器の購入・修理に係る費用を交付する。 	
期間	継続的事业		

事業費 (単位:千円)	令和3年度		事業費の内訳			
	予算	決算	令和3年度 決算			
	11,251	10,660	報償費	報償金	84	
需用費			印刷製本費	5		
役務費			通信運搬費	1037		
役務費			火災保険料	6		
委託料			委託料	135		
負担金、補助及び交付金			負担金	5		
負担金、補助及び交付金			補助金	8400		
扶助費			扶助費	988		

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	障がい者の福祉増進を図るため、引き続き適正な事務を執行する。また、障がい者福祉事業の事務処理について、効率・効果的な事務処理の実現に向け、導入が可能な事務に関してICTの導入の検討を進める。
-----------------------	----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	わかたけ園管理運営事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)		守口市わかたけ園条例に基づき、障がい者の自立を支援し、その福祉の増進を図るため、守口市わかたけ園を設置している。日常生活上で介護が必要な知的障がい者等に対し、生活介護及び自立訓練(生活訓練)のサービスを提供し、また利用者が安全かつ快適に施設を利用できるように指定管理事業者に管理・運営を委託している。指定管理期間は5年で、令和元年度から令和5年度の5年間は、社会福祉法人 守口市社会福祉協議会に委託している。
	目標	(事務事業の目指す方向性)		指定管理事業者に守口市わかたけ園の管理運営を委託し、必要な障がい福祉サービスの提供及び施設の安全性及び利便性を維持することで、重度知的障がい者等の日中活動の場の確保、家族の介護負担の軽減、自立し安心した地域生活の継続を実現する。
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険料 ・委託料 わかたけ園指定管理、建築・防火設備等定期検査業務委託		
	期間	複数年度事業	令和元年度 ~ 令和5年度 (5年間)	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳			
	予算	決算	令和3年度 決算			
	551	519	役員費	火災保険料	7	
			委託料	委託料	512	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	本市における生活介護及び自立訓練(生活訓練)サービスの安定的な提供に向け、今後とも適正な事務を執行するとともに、公募により決定した事業者の民設民営となった後も、重度・重複障がい者の支援という施設の役割がより効果的に発揮されるよう、引き続き、事業の進捗管理に努める。
-----------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	地域生活支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策9_障がい者福祉	主な取組	その他

概要	目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条において、市町村は地域生活支援事業を行うものとされており、その内容は厚生労働省令に定められている。事業の主なものとしては「移動支援事業」「基幹相談支援センター事業」などがあげられる。本市においても障がい者(児)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じ事業を実施している。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	地域の特性やニーズに応じた柔軟な事業を展開することにより、障がい者福祉の増進及び向上を図る。	
	実施内容	・報酬(非常勤職員報酬) 自立支援協議会委員報酬 ・委託料(委託料) 地域生活支援事業の実施に伴う委託料 ・扶助費(扶助費) 移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付等事業の実施に伴う扶助費	
	期間	継続的事业	

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	191,435	177,519	報酬	非常勤職員報酬	209
			報償費	報償金	
			旅費	派遣費	
			需用費	消耗品費	
			役務費	通信運搬費	102
			役務費	手数料	
			委託料	委託料	63388
			使用料及び賃借料	使用料	
			負担金、補助及び交付金	補助金	
			扶助費	扶助費	113820

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	引き続き利用者のニーズに沿ったサービスを提供できるよう、利用者のニーズの把握に努めるとともに、適正な事務を執行する。
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部障がい福祉課
----	-------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	医療的ケア児等支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策1_子ども・子育て支援	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>国が示す第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画に係る基本方針の見直しの成果目標にある⑤障害児支援の提供体制の整備等で、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が掲げられている。大阪府においても基本的な考え方として、最重点課題の中で施策の谷間にあった分野への支援の充実として、医療的ケアが必要な障がい児があげられている。具体的には、国の基本指針に沿った目標設定として、令和5年度末までに大阪府と市町村がそれぞれ医療・障がい福祉等の関係機関と連携を図るための協議の場を設置するとともに、コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名と医療関係1名を配置する必要がある。令和2年度には、大阪府も招いての意見交換会を実施し、協議の場の在り方や課題について話し合い、守口市内に唯一の重度心身障がい児・者訪問看護事業所の関係者にコーディネーター養成研修を推薦し修了証を取得してもらった。本市でも第1期守口市障がい児福祉計画において、協議の場設置・コーディネーター配置ともに実施を掲げている。</p>	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	協議の場設置及びコーディネーターの配置を実施する。	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 医療的ケア児等コーディネータ配置業務委託 ・協議の場の設置 	
	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	1,125	772	報償費	報償金	
			委託料	委託料	772

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	引き続き関係機関と協議・情報共有を行い、医療的ケア児の入園・入学等ライフステージに応じて関係機関が連携できる仕組みを作り、不安を抱く保護者が少しでも今後に向けて見通しが立てられるよう必要な支援を行う。
-----------------------	----	--

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部高齢介護課
-----	------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	シルバー人材センター運営補助事業	19,379	継続
2	老人クラブ活動助成事業	10,490	継続
3	地域福祉推進事業	1,132	継続
4	高齢者支援事業	6,197	継続
5	介護保険制度関連事業	2,560,759	拡充
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	シルバー人材センター運営補助事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	<p>高齢者の雇用の安定等に関する法律では、国及び地方公共団体の責務として、高齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会や多様な就業の機会の確保等を図るための必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう規定しており、もりぐち高齢者プランでは、法律により指定を受けた公益社団法人である守口市シルバー人材センターとの連携及びその活動を支援することで高齢者の就労機会の確保に取り組むとしている。</p> <p>今後、高齢者人口が増加する中、地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実や社会参加の促進を図るためには、国補助基準に基づき市が1/2補助を行う本事業は必要である(国補助は直接団体への補助)。</p>
	目標	(事務事業の目指す方向性)	守口市シルバー人材センターの育成を図り、事業活動の積極的かつ継続的な活動を展開させる。
	実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・負担金、補助及び交付金(負担金) 全国シルバー人材センター事業協会賛助会費 ・負担金、補助及び交付金(補助金) 守口市シルバー人材センターへの補助金
	期間		継続的事业

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	19,379	19,379	負担金、補助及び交付金	負担金	50
			負担金、補助及び交付金	補助金	19329

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	<p>高齢者の能力を活かし、就労の機会を確保することは今後も必要不可欠であることから、引き続き適正な事務を執行する。なお、新型コロナウイルスの影響により、就労相談会等の職業提供の機会が減少していることを踏まえ、コロナ禍においても持続可能な職業提供の機会の創出に努める。</p>
-----------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	老人クラブ活動助成事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	<p>老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するものとして、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を育成し、介護保険制度の導入以降は、介護予防と高齢者相互の生活支援という観点から、その活動の推進を図ってきたところである。</p> <p>少子高齢・人口減少化に加え、近年は「ひとり暮らし高齢者」が多く、近隣との関係も希薄化する中、老人クラブは地域福祉の担い手として新たな役割が期待されているところであり、地域支え合い事業のほか、地域課題に対する新たな取り組みを促進するためには、大阪府からも老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金(補助率2/3、上限あり)を活用した当該事業は必要である。</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	高齢者の地域社会の一員としての自主的な活動を支援し、高齢者の社会活動参加を促進するため、老人クラブの活動及び促進を支援する。
概要	実施内容	<p>①加入促進活動の推進・・・地域の未加入者に老人クラブの各種行事への参加や入会への呼びかけを積極的に行い、老人クラブの活性化を図る。</p> <p>②若手リーダーの育成・・・次代を担う若年層のリーダーを育成するための研修会等を開催し、団塊世代を含む若手高齢者に魅力を感じられる組織、事業の体制を整備する。</p> <p>③健康づくりの推進・・・健康の維持、増進を図るための健康ウォークやグランドゴルフ、ベタンク等や「健康吹き矢」等ニュースポーツを実施し、健康で生きがいのある生活を目指す。</p> <p>④高齢者サロン活動・・・閉じこもりによる地域での孤立を防止するため、自宅から近くで顔見知りや気心の知れた人達と過ごす場のサロンを推進する。</p> <p>⑤友愛訪問活動・・・病弱や寝たきり、一人暮らしの高齢者を毎週1回訪問し、声かけや健康状態を把握確認し、安否確認をする支援活動を行う。</p> <p>⑥生きがい相談・・・永年培われた経験と知識を生かして、高齢者の生活、健康相談に応じ、日々の不安解消に努める。</p> <p>⑦寝たきりゼロ運動啓発・・・寝たきりゼロ10か条の啓発を行い、寝たきり防止と健康保持のための活動を行う。</p> <p>⑧社会奉仕活動の展開・・・「ごみゼロの日(5月30日)」、「社会奉仕の日(9月20日)」は、全クラブ参加のもとに一斉奉仕活動を行う。また、「ごみのない街づくり」をスローガンに環境美化運動を広げていく。</p> <p>⑨いきいきクラブ体操の普及・・・日常生活の体力を維持し、転倒、寝たきり防止のための座ってでもできる気軽な体操として、普及、推進していく。</p> <p>⑩交流活動世代間交流・・・永年に培われた経験や知識を生かし、伝統文化や手作り玩具等を創る活動をはじめスポーツを通じて共感できる「ふれあい交流」を行い、また世代間交流事業を通じて若者との交流を図っていく。</p> <p>⑪高齢者詐欺被害防止・・・高齢者を対象とした各種特殊詐欺被害に対処できるよう関係機関と協力して研修、啓発活動を行う。</p>
	期間	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			負担金、補助及び交付金	補助金	10490
11,310	10,490				

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	高齢者の生きがいと健康づくりや、介護予防と高齢者相互の生活支援のため必要な事業であることから、引き続き活動の推進を行う。なお、クラブ数維持のため、関係機関と連携し、引き続き周知に努める。
-----------------------	----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	地域福祉推進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>本事業は、自宅に閉じこもりがちな高齢者の人が、住まいの近くで気軽に地域の人とともに楽しいひとときを過ごしていただくことを目的に小学校の余裕教室などを活用して地域で自主的に活動を行う拠点としてさんあい広場を現在5ヶ所で開設しており、身近な地域で高齢者のみならず、世代間の交流が気軽にできる場所として事業を実施してきた。 「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年が目前となり、本市においても要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加とともに地域とのつながりの希薄化などの課題を克服する手段のひとつとして、地域住民が自主的に喫茶事業をはじめとした各種事業の運営を行い、さんあい広場での活動を通じて「ふれあい」、「語りあい」、「助けあい」をもって高齢者福祉の向上にむけた取り組みを行っている当該事業については継続していく必要がある。</p>	
	目標	<p>目標 (事務事業の目指す方向性)</p> <p>高齢者の地域社会の一員としての自主的な活動を支援し、高齢者が地域の人々とのふれあい、子どもたちとの交流を図ることにより健康で生きがいを持った生活が送れるよう設置された、さんあい広場活動事業を推進する。</p>	
	実施内容	<p>電気使用料やガス使用料、消防用設備保守点検等、さんあい広場運営に要する経費を負担</p>	
	期間	継続的事业	

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	1,762	1,132	需用費	消耗品費	119
			需用費	光熱水費	747
			役務費	火災保険料	6
			委託料	委託料	260

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	<p>高齢者が地域社会の一員として健康で生きがいを持った生活を送ることができるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底し、引き続きさんあい広場での自主的な活動を支援する。</p>
-----------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	高齢者支援事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10_高齢者福祉	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p> <p>本事業は、「地域で支えあいながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、老人福祉法の法定計画として策定した「もりぐち高齢者プラン2018(平成30年度～32年度)」に基づき、「地域包括ケアシステムを推進するための体制整備」、「介護予防と健康・生きがいづくり」、「認知症高齢者支援」、「高齢者の尊厳確保」、「高齢者の住みよいまちづくり」の5つを重点的に推進しているところである。</p> <p>5つの重点項目のうち当該事業については、今後、高齢化率の上昇が見込まれ、認知症の方やひとり暮らし高齢者も同様に増加していく社会の中で、認知症の方やひとり暮らし高齢者の方ができるだけ住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために成年後見制度の活用や生命の危険が案じられるような「SOS」に気づいた際の相談窓口や緊急通報機器や車いす常用の人が身近に外出できるよう福祉タクシーの利用券補助など、高齢者の住みよいまちづくりのための施策として実施してきたところであり、今後迎える高齢化社会の中においても継続的に支援し高齢者施策の向上を推進していく必要がある。</p>
	目標	ひとり暮らし高齢者等が安心して生活を送るための在宅支援及びひとり暮らし高齢者等の支援を行う。
	実施内容	<p>①高齢者及び重度障害者(児)外出支援事業・・・公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度障害者(児)に対して、福祉タクシーに乗車する際に利用できる福祉タクシーに乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付し、移動に際し必要な費用の一部を助成</p> <p>②成年後見制度利用支援・・・成年後見市長申立て、成年後見人等への報酬助成</p> <p>③ひとり暮らし高齢者緊急通報機器設置事業・・・ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報機器の貸与及び緊急通報時の速やかな救急要請並びに出動員の出動による緊急対応の実施</p> <p>④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業・・・高齢者健康生きがい支援、いきいきふれあい作品展覧会の開催に関する補助、高齢者のニーズ調査・分析</p> <p>⑤安否確認ホットライン・・・専用ダイヤルを設置し地域のひとり暮らし高齢者などの自宅で生命の危険が案じられるような「SOS」に気づいたときに安否確認を行う支援体制を構築</p> <p>⑥在日外国人高齢者福祉金・・・老齢基礎年金の支給が受けられない在日外国人に対し、守口市在日外国人高齢者福祉金を支給</p> <p>⑦市内介護施設等新規入所者(65歳以上)に対するクラスター防止PCR検査事業・・・市内介護施設等新規入所者(65歳以上)の希望者に対して検査機関に委託して無償でPCR検査を実施</p>
期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	12,119	6,197	報償費	報奨金	26
			需用費	消耗品費	82
			需用費	印刷製本費	7
			役務費	通信運搬費	83
			役務費	手数料	29
			委託料	委託料	5510
			負担金、補助及び交付金	補助金	180
			扶助費	扶助費	280

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	今後とも高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、各事業の効果を見極め、必要に応じて事業の見直しも図りつつ、引き続き支援に努める。
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部高齢介護課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	介護保険制度関連事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策10.高齢者福祉	主な取組	3. 通いの場等の活性化

概要	目的	<p>本市において、保険料の統一、公平な要支援・要介護認定、保険財政基盤の安定、サービス基盤の効果的整備、行財政の効率化の観点から、介護保険の運営を広域的に行うため、守口市、門真市及び四條畷市の3市において、地方自治法に基づき「くすのき広域連合」を設立し運営していたが、令和3年度、3市長会議の中で、国の動向や高齢者を取り巻く社会情勢を鑑みると、広域で実施するより単独で実施する方が、各市で地域の特性に応じた介護保険制度を運営することができると判断し、3市長合意のもと、くすのき広域連合を解散することが決定した。現在は、くすのき広域連合業務引継ぎ検討会議を設置し、事業内容、課題等について議論している。</p> <p>今後、本市の高齢者人口は、令和7年には、75歳以上人口は25,087人で後期高齢化率も総人口の18.2%(令和4年4月1日現在16.2%)を超える見込みとなっており、要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加とともに、地域のつながりの希薄化など、高齢者施策の課題は山積している。</p> <p>これらの課題に対応していくためにも、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をより強化させ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」の関係を超越して地域住民や地域の多様な主体が「我が事・丸ごと」として参画し、一人ひとりの暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う地域共生社会の実現に向けた取組が必要となる。</p>	
	目標	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを目指している。	
	実施内容	<p>・負担金、補助及び交付金(負担金)</p> <p>(1)地域包括ケアシステムの推進</p> <p>①令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づく施策の推進 (更なる認知症サポーター養成講座の充実、認知症ケアパスの活用、認知症カフェの設置支援等による認知症高齢者及び家族への支援体制の構築等)、</p> <p>②住民主体の通いの場の拡充、③地域ケア会議の充実(個別支援・介護予防ケアマネジメント)、</p> <p>④医療と介護の連携強化、⑤社会資源の発掘、</p> <p>⑥協議体の実施と生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の設置</p> <p>(2)介護保険関係事務</p> <p>①要介護認定事務、②住宅改修・福祉用具、③給付管理、④保険料滞納関係、⑤地域支援事業</p>	
	期間	継続的事业	平成12年度～

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	2,563,924	2,560,759	・負担金、補助及び交付金	負担金	2560759

今後の事務事業の方向性(行革担当)	拡充	オンラインで介護予防教室を行う等、コロナ禍における新しい生活様式に対応した介護予防の推進が図られている。くすのき広域連合解散を見据え、本市としてさらなる介護保険事業の充実を図るため、効率・効果的な運営体制や取組みについて検討を進める。
-------------------	----	---

事務事業評価(令和3年度決算) 事業一覧

所属名	健康福祉部健康推進課
-----	------------

番号	事業名	決算事業費(千円)	今後の事務事業の方向性
1	衛生思想普及事業	170	見直し
2	感染症対策事業	-	課題付継続
3	市民総合(特定)健康診査事業	237,828	課題付継続
4	母子保健事業	151,944	課題付継続
5	休日応急診療事業	46,153	継続
6	保健対策推進事業	-	見直し
7	自殺対策事業	764	継続
8	健康相談等事業	963	課題付継続
9	施設維持管理事業 市民保健センター	79,539	継続
10	公害健康被害福祉事業	1,353	継続
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	衛生思想普及事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	健康で明るく住みよい地域社会の実現には、生活習慣予防運動や食生活改善の推進など、他の様々な公衆衛生活動によって守口市の公衆衛生の普及・向上に努めていることから、守口市としても当該団体が実施する事業への支援を行った。また、守口市内全域に事業を実施する会員があり、市民にとって住みよい地域社会を目指す。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	健康で明るく住みよい地域社会の実現を目指すための活動を行う事業へ補助を行い、様々な公衆衛生活動の推進を図り、市民生活の向上を目指す。	
	実施内容	公衆衛生活動を行っている事業への補助金の交付。	
	期間	継続的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			負担金、補助及び交付金	補助金	170
170	170				

今後の事務事業の方向性(行革担当)	見直し	地域における公衆衛生事業の必要性は認めるものの、補助金の交付については、その支出に見合う効果を検証した上で、効果が低いと認められる場合は、補助金の見直しや廃止も含め、早期の見直しを行う。
-------------------	-----	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	感染症対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	新たな感染症が流行した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対応方針を示す計画を策定するにあたり、守口市附属機関条例及び守口市感染症対策委員会規則に基づき常設している「守口市感染症対策委員会」を開催し、専門的な立場から意見や助言を聴取する必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	新たな感染症が流行した際に感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するための対応方針を示す計画を策定するにあたり、調査・審議を行う。	
	実施内容	「守口市新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施計画」を策定予定だったが、計画の策定よりも新型コロナウイルスワクチン接種を先に進めるよう国から通知があったため、令和3年度は「守口市感染症対策委員会」は開催せず、計画の策定に至っていない。	
	期間	継続的	事業

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			報酬	非常勤職員報酬	
38	-				

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	本事業の必要性は理解するものの、感染症対策委員会の開催が必要となる事案や要件等について、引き続きしっかり整理する。
-----------------------	-------	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	市民総合(特定)健康診査事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	2. 各種検診の受診率の向上とかかりつけ医などの定着

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	市民の健康寿命の延伸を図ることは、急速に進む高齢化にあつて、行政にとつても一人一人の住民にとつても重要な課題である。このことから、市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、健康増進法第4条に基づき、15歳から39歳までの受診機会のない市民に対して健康診査を実施し、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づき、特定健診を実施し、市民の生活習慣病予防に努める必要がある。また、健康増進法19条の2に基づき、肝炎ウイルス検診・がん検診・歯科健診・骨密度測定を実施し、がん死亡の減少、歯の喪失の予防、骨粗鬆症の予防に努める必要がある。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	生活習慣病などの予備軍の早期発見・対応及び疾病の早期発見・治療により、疾病の重症化及び寝たきりや認知症の発症と進行を予防し、最終的には市民の健康寿命の延伸を目指す。
	実施内容		・報償金 医師(平日) 27,200円 × 337回、医師(休日) 36,700円 × 30回、 歯科医師 27,200円 × 279回、歯科医師(休日) 36,700円 × 23回、 看護師 5,400円 × 101回、 託児ボランティア 720円 × 0回 ・委託料: 179,358,435円 (別紙参照)
	期間		継続的事業

事業費 (単位:千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	269,874	237,828	報償費	報償金	19246
需用費			消耗品費	1581	
需用費			印刷製本費	391	
需用費			修繕料	166	
役務費			通信運搬費	6395	
役務費			損害保険料	277	
委託料			委託料	179358	
使用料及び賃借料			使用料	15725	
使用料及び賃借料			借上料	2033	
備品購入費			事業用器具費	12650	
負担金、補助及び交付金			補助金	6	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	健康寿命延伸に向け、ポストコロナを見据えた受診勧奨の更なる取組の強化として、SNSを活用するなど、市民総合(特定)健康診査事業の受診率向上に努める。受診率向上に向けては、健診実施団体にも働きかけ、個別健診の導入を前提に、検討を進める。
-----------------------	-------	---

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	母子保健事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	<p>エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)</p>	<p>本市では、母子保健法第11条、第12条及び13条に基づき、妊婦と乳幼児の健康保持及び増進を図るため健康診査等を実施している。また妊娠、出産に関する支援として助成事業を実施することで母子保健事業の推進を図っている。 なお、令和元年7月から子育て世代包括支援センターが設置され、切れ目ない支援のために相談支援は子育て世代包括支援センターが担い、健診に関しては引き続き保健センターで実施している。</p>
	目標	<p>目標 (事務事業の目指す方向性)</p>	<p>母子の健康保持及び増進を目的とし、健康診査及び助成金また妊娠・出産・育児に関する情報の提供など支援の充実を図りたい。</p>
	実施内容	<p>・報償費(報償金) 健康診査等の医療従事者への報償金: 15,087,080円</p> <p>・委託料(委託料) 府医師会・府助産師会 妊婦一般健診委託料: 108,148,765円 / 乳児一般健診委託料: 6,439,862円 乳児後期健康診査委託料: 6,630,624円 府助産師会 妊婦一般健診委託料: 750,000円 市医師会・市歯科医師会 健康診査委託料: 2,459,520円 【守口市健康カレンダー挟み込み作業業務委託】: 475,310円</p> <p>・負担金、補助及び交付金(補助金) 妊婦健診府外受診者への助成金: 5,152,795円 / 一般不妊治療受診者への助成金: 3,765,100円</p>	
	期間		継続的事業

事業費 (単位: 千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	154,009	151,944	報償費	報償金	15087
			需用費	消耗品費	464
			需用費	印刷製本費	454
			役務費	通信運搬費	592
			役務費	手数料	1525
			委託料	委託料	124904
			負担金、補助及び交付金	補助金	8918

今後の事務事業の方向性(行革担当)	課題付継続	<p>令和3年度の1歳6か月児健康診査の受診率の低下の理由を分析し、必要に応じて受診勧奨を行うなど、目標達成に向けて取り組む。 利用者の利便性向上のため、子育て世代包括支援センターとの連携の充実強化に引き続き努める。 特に、妊婦健康診査事業における転入者への対応等の事務執行にあたっては、早急に事務の役割分担を検討する。</p>
-------------------	-------	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	休日応急診療事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	二次医療圏は、医療法第30条の3に基づき、厚生労働省が地域のつながりや交通事情を考慮し範囲を定めているもので、大阪府では8つに区分けされている。守口市は枚方市・寝屋川市・大東市、門真市、四條畷市、交野市とともに北河内二次医療圏に属し、ともに入院に係る医療を提供する体制の確保を図っている。近年一次医療機関を受診すべき軽症患者が入院を要する程度の二次、三次救急を担う病院に集中し、命に関わる重症患者や重篤患者の対応に支障が生じている。このことから休日応急・夜間救急診療所を開設し、一次的な応急診療を提供し、軽症の患者を受け入れ、適切な医療機関の受診を促し、二次救急医療機関へ患者が集中することを抑止する必要がある。
	目標	(事務事業の目指す方向性)	二次救急医療機関へ患者が集中することへの抑止のため、市内医療機関の多くが休診となる土曜日準夜間帯や日・祝日・お盆、年末年始の期間において応急診療を実施し、市民の安全・安心の確保を図る。
	実施内容		・委託料 内科・小児科休日応急診療業務委託料:24,837,500円、歯科休日応急診療業務委託料:11,944,392円、休日診療調剤業務委託料:9,370,794円
	期間		

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			委託料	委託料	
	46,153	46,153			46153

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	引き続き適正に事務を執行する。
-----------------------	----	-----------------

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	保健対策推進事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	市民保健センターの運営等に関する新たな議題が生じた際に、守口市附属機関条例及び守口市市民保健センター運営協議会規則に基づき常設している「守口市市民保健センター運営協議会」を開催し、議題について調査審議をしていく必要がある。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	新たな議題が生じた際に、調査・審議を行い、保健・福祉・医療の連携体制確保及び市民保健センターの有効的な利用、運営を目指す。	
	実施内容	保健・福祉・医療の連携体制及び市民保健センターの有効的な利用や運営等について調査審議を実施する。	
	期間	継続的的事业	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
			報酬	非常勤職員報酬	
48	-				

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	見直し	市としての運営協議会の必要性を早急に整理するとともに、廃止も含め、そのあり方について検討を行う。
-----------------------	-----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	自殺対策事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	3. 生きづらさを抱えている人への支援

概要	目的	自殺対策基本法において、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画の策定が義務付けられており、本市でも平成30年度に「いのちを支える守口市自殺対策計画」を策定し、本計画に基づいて事業を実施している。なお、本市では相談件数が年々増加しているため臨床心理士による対面相談事業を充実する必要がある。また、自殺には複数の要因が絡み合っている場合が多く、連絡会議によって庁内外関係機関との連携強化をはかることが必要不可欠であるとともに、関係職員が自殺予防の視点を持って対応できるよう、自殺対策の人材を養成していく必要もある。さらに、若年層、特に教育機関からの相談が増加していることから、若年層向けに特化した取り組みができる支援体制の構築も必要である。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	自殺対策(相談・支援体制)の強化	
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 <ul style="list-style-type: none"> [対面相談] 臨床心理士(1日)17,500円×2回=35,000円 / (半日)14,500円×25回=362,500円 [人材養成研修] 臨床心理士 17,500円×0回=0円 医師 26,200円×0回=0円 [連絡会議] 臨床心理士 9,500円×0回=0円 [若年層対策] 臨床心理士(1日)17,500円×11回=192,500円 / (半日)14,500円×9回=130,500円 ・消耗品 <ul style="list-style-type: none"> 検査用紙等 43,150円 	
	期間	継続的事業	

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
	900	764	報償費	報償金	721
需用費			消耗品費	43	

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	今後とも庁内外の関係機関や各種相談事業との連携を図り、適正に事務を執行する。
-------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	健康相談等事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	日本人の1年間の全死亡者の約6割は、がん、心臓病、脳卒中の3大生活習慣病が原因となっており、これらの病気は、運動不足、喫煙や食生活の乱れ、高血圧が主な要因とされている。このことから、健康増進法第17条に基づき、生活習慣病等の相談及び保健指導、並びにこれらに付随する業務を実施し、市民の健康寿命の延伸のために、自らの健康管理に対する意識向上の支援に努める必要がある。
	目的	目標 (事務事業の目指す方向性)	市民の健康管理に対する意識を向上し、市民自ら健康管理実施の促進。生活習慣病や介護を要する状態になることの予防。
	実施内容		・報償金 (医師 26,200円×0回、栄養士 5,600円×17回) ・委託料 (運動指導士:9,900円×0回、尿中塩分測定委託:261円×824回、薬剤健康教室委託料:57,640円、歯科衛生士業務委託料:0円、健康相談委託料:389,070円、歯科健康相談委託料:86,460円)
	期間		継続的事業

事業費 (単位：千円)	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
1,546	963	報償費	報償金	95	
		需用費	消耗品費	112	
		役務費	通信運搬費	7	
		役務費	手数料	1	
		委託料	委託料	748	

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	課題付継続	健康相談は、相談の体制や、市民のニーズにあった機会の提供方法について、見直しも含め検討する。健康教室は、対象者のニーズを把握した上で、市として参加してほしい市民の方々が多く参加してもらえるよう、教室の内容や回数を検討する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康教室や健康相談が中止された際は、健康管理に関して必要なフォローを行う。
-----------------------	-------	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	施設維持管理事業 市民保健センター		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	その他

概要	目的	市民保健センターは、地域保健法(第18条)に基づいた施設であり、利用者が安心して市民保健センターを快適に利用するためには、施設の安全かつ清潔な環境の維持が必要である。また、当該施設は医療救護所の指定及び休日応急診療所を併設しているため、災害時の救護所になり、急病患者にとって必要不可欠な施設であり、本事業の重要性は高い。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	市民保健センターを清潔かつ安全に保ち、利用者が安心して快適に利用できる環境を維持する。	
	実施内容	市民保健センターの施設維持管理及び清掃、警備業務の実施。	
	期間	継続的	事業

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	81,172	79,539	需用費	消耗品費	440
			需用費	燃料費	97
			需用費	光熱水費	21977
			需用費	修繕料	4328
			役務費	通信運搬費	808
			役務費	手数料	3
			役務費	火災保険料	170
			役務費	損害保険料	113
			委託料	委託料	50451
			使用料及び賃借料	使用料	62
			備品購入費	庁用器具費	1069
			公課費	自動車重量税	21

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	施設の維持管理については、市の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画をベースとして、将来を見据え早急に施設調査を行う等、適切に実施していく。
-----------------------	----	--

令和3年度決算 事務事業評価書

所属	健康福祉部健康推進課
----	------------

会計	一般会計
----	------

事務事業名	公害健康被害福祉事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策7_健康	主な取組	1. 健康寿命の延伸

概要	目的	<p>守口市は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、事業活動その他の人の活動に伴い、相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による健康被害が多発している「第一種地域」として、昭和52年1月13日に指定されたが、大気汚染の態様の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に指定地域を解除された。</p> <p>大気汚染により気管支ぜん息などの指定疾病及び続発性疾患を患ったと認定された者(被認定者)に対し、市町村の責務として公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者の健康を回復し、それを保持・増進すること、また指定疾病による被害を予防を促すことが必要であると考えます。</p>
	目標 (事務事業の目指す方向性)	被認定患者の健康の回復及び保持・増進
	実施内容	<p>1 リハビリテーション事業(市内在住の公害患者で1級以上及び重症者を除く在宅療養者) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 : 44,398円</p> <p>2 転地療養事業(市内在住の1級以上を除く公害認定患者) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 : 1,696円</p> <p>3 家庭療養指導事業(兼任保健師が訪問)</p> <p>4 インフルエンザ予防接種費用助成事業(公害認定患者) インフルエンザ予防接種助成 : 1,307,284円</p>
	期間	継続的事業

	令和3年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和3年度 決算		
事業費 (単位：千円)	3,532	1,353	報償費	報償金	
			旅費	普通旅費	-
			需用費	消耗品費	4
				印刷製本費	-
				燃料費	-
				医薬材料費	-
			役務費	通信運搬費	124
				手数料	-
			使用料及び借上料	使用料	-
				借上料	-
扶助費	扶助費	1225			

今後の事務事業の方向性(行革担当)	継続	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、今後とも適正な事務の執行に努める。
-------------------	----	--